

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「平成〇〇年〇月〇〇日以降、〇〇〇〇に関して埼玉県が千葉県庁または警察署をはじめとした機関へ通知した書類全て。さらに前述の通知の根拠となった他の行政機関その他から受け取った〇〇〇〇に関わる書類の全て。（児童虐待及びDVに関するもの）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成27年11月30日付けで行ったその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立て等の経緯

（1）処分の経緯

異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成27年11月13日付けで本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして、条例第21条第2項の規定に基づき平成27年11月30日付けで本件対象保有個人情報について開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）異議申立ての経緯

申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関に対し平成27年12月3日付けで、本件処分を取り消し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件異議申立てについて平成28年1月18日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、平成28年1月18日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、平成28年2月5日、申立人から意見書の提出を受けた。

エ 当審査会は、平成28年2月17日、実施機関からの意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

開示請求された保有個人情報については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）に基づき埼玉県がDV被害者の適切な保護を図る業務に関連するものである。この業務に係る職務関係者は、DV防止法第23条に基づき被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。このことから、当該保有個人情報の存否を答えること自体がDV被害者保護業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなり、条例第17条第7号に該当する不開示とすべき情報を開示することとなるので、条例第20条の規定により存否を答えることはできない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成〇〇年〇月〇〇日以降、児童虐待及びDVに関して実施機関が他機関に通知したり、他機関から受け取ったりした、申立人に係る書類の全てである。

実施機関は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、条例第17条第7号に該当する不開示とすべき情報を開示することとなるため存否を答えることができないとする本件処分を行っているので、存否応答拒否の妥当性について、以下検討する。

(2) 実施機関の責務について

ア 地方公共団体は、DV防止法第2条に基づき、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有することとされている。

イ DV防止法第23条は、「配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に

職務上関係のある者（中略）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。」と規定している。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）においても、「配偶者からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題であり、被害者が加害者の元から避難した後も、加害者からの追及への対応が大きな問題となる場合が少なくない。このため、情報管理の徹底等、被害者及びその親族、支援者等の関係者（以下「被害者及びその関係者」という。）の安全の確保を常に考慮することが必要である。」、「職務関係者においては、配偶者からの暴力は外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化しやすいという特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。」、「職務関係者が職務を行う際は、被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、具体的には、加害者の元から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、加害者の元から被害者と共に避難している子どもが通う学校や保育所においては、被害者から申出があった場合には、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居所が知られることがないように、十分配慮することが必要である。」とされている。

これらのことから、実施機関がその業務を行うに当たっては、被害者の安全の確保及び秘密の保持の徹底を図り、具体的事案において、被害者に対する加害者の追及が可能になることのないよう十分な配慮をすることは当然である。

（3）個人情報の存否応答拒否について

条例第20条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

一般的に、実施機関は開示請求に係る保有個人情報が存在していれば開示決定又は部分開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。しかしながら、開示請求に係る保有個人情報、例えば特定の個人の病歴に関する情報などの存否を明らかにするだけで条例第17条第1号から第8号までの不開示情報を開示することとなる場合がある。この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。

(4) 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

上記(2)イにあるように、実施機関においては、配偶者からの暴力の被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要であり、加害者又は被害者の可能性がある申立人の開示請求に対して本件対象保有個人情報の存否を答えることは、別に被害者がいた場合にその被害者の所在が推測されるなど、実施機関におけるDV防止法に係る業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになる。

したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えることは条例第17条第7号に該当する情報を開示することになり、存否を答えることはできないという実施機関の主張は是認できる。

なお、申立人は「受付を行った最初の行政機関の名称が分かる部分のみ開示せよ」と主張するが、この点についても、本件対象保有個人情報の存否を答えることは条例第17条第7号に該当する情報を開示することになり、存否を答えることはできないという結論に変わりはない。

(5) 申立人のその他の主張について

申立人は、DVを行っていたのは相手方であると主張するが、DVの事実の存否等については当審査会には調査権限がない。

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、田村泰俊、西田幸介

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成28年 1月18日	諮問を受ける（諮問第142号）
平成28年 1月18日	実施機関から理由説明書を受理
平成28年 2月 5日	申立人から意見書を受理
平成28年 2月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成28年 3月15日	審議
平成28年 4月14日	審議
平成28年 6月 6日	答申